

平成 29 年度 事業 計画

一般社団法人沖縄県農業会議

I. 事業方針

農業・農村を取り巻く状況は、農業生産額が大きく減少するとともに、基幹的農業従事者の高齢化の進展や耕作放棄地の増加が顕著となる中、農業者の所得向上、新規参入の促進が喫緊の課題となっている。

国は、農業の成長産業化に向けた農業改革に関する検討を進め、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定し、農業者の所得向上に向けた「生産資材価格の引き下げ」「農産物の流通・加工構造の改革」「人材力の強化」「収入保険制度の導入」「戦略的輸出体制の整備」等を柱とする成長産業としての「攻めの農業」への転換に向けた取り組み強化を進めている。

農業委員会組織については、平成28年4月1日の改正農業委員会法の施行により、本県においては平成29年10月には大半の市町村農業委員会が新体制に移行し、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数確保及び財源確保と円滑な選任、運営体制の整備等万全を期す必要がある。

改正農業委員会法の下、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進、農地転用許可制度の適正な運用による優良農地の確保に努める。

また、農地利用状況調査や利用意向調査を基に農業委員会が有する農地台帳の精度向上に努め、法定化された農地台帳及び地図情報を活用した地域におけるマッチングの仕組み作りなど利用調整活動の強化と農地中間管理機構との連携強化を図り農業委員会ネットワーク機構として支援する。

T P P（環太平洋連携協定）については、昨年末の臨時国会で承認されたが、米国の新政権発足によりT P P発効が不透明な状況下で国際貿易情勢も混沌とした様相を呈し、本県農業に与える影響が懸念されている。

このことを踏まえ、県が策定する新たな「沖縄21世紀農林水産業振興計画」の後期計画策定を見据え、とりわけ、農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化における「多様な担い手の育成・確保」「経営感覚に優れた担い手の育成」「担い手の法人化の促進による生産組織等の強化」「農地の有効利用と優良農地の確保」等農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会ネットワーク業務に関する規程に基づき、適性かつ確実な業務遂行を実現するため、次の諸支援対策に取り組む。

II. 農業委員会ネットワーク業務の実施

1. **農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務**
農業委員及び農地利用最適化推進委員、職員に対する講習及び研修会の開催
2. **農地に関する情報の収集、整理及び提供業務**
農地情報公開システムを活用し、農地に関する情報を整理し、整理した情報を関係行政機関等農地中間管理機構その他農林水産省令定める者に提供する。
3. **農業経営を営み、営もうとする者に対する支援業務**
新規参入者又は新規参入予定者に当該者が円滑に農業参入できるよう関係農業委員会との連絡調整
4. **法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務**
法人化推進のための研修会及び現地指導及び農業者年金制度の理解促進、普及推進のための研修会の開催
5. **認定農業者等農業の担い手の組織化及びそしきの運営支援業務**
認定農業者や農業経営者の組織化を支援し、各経営者組織への運営支援を行う。
6. **農業一般に関する調査及び情報の提供業務**
農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、農業者及び農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関、農業者一般に関する農業者等への情報提供活動を行う。
7. **農地法等その他の法令の規定により機構が行うとされた業務**
農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取について、農業委員会及び県担当部局と密接な連携により適正かつ円滑に処理する。
8. **関係行政機関等に対する意見の提出**
農地等の利用最適化の推進に関する施策の改善について、農業委員会等の意見を集約し農業・農村の問題を幅広く汲み上げ、関係行政機関等に意見を提出する。

III. 事業内容

1. **農地法等その他の法令の規定による機構が行う業務**
 - (1) **常設審議委員会の開催**
常設審議委員会は、毎月1開催し、農地法第4条第4項及び第5項、同法第5条第3項の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取について、農業委員会及び県担当部局と密接な連携により適正かつ円滑に処理する。
2. **農地利用の最適化の推進に向けた支援の強化と農地情報の整備拡充**
 - (1) **機構集積支援事業**
農業委員会において農地法における農地台帳等の整備と公表事務が義務化され、農地利用状況調査及び農地利用意向調査、他の法定台帳との照合等農地台帳の精度向上に向けた取り組みと農地情報公開システムの活用による公表事務への支援を行う。

農地法に基づく事務の適正実施と農地の有効利用を図るため担い手への農地集の利用調整活動及び農業委員、農地利用最適化推進員、農業委員会事務局職員の資質向上を図るための研修と女性農業委員の活動強化・登用促進等女性の活躍推進と下記の取り組みを行う。

- ア 農地制度に関する相談活動等
- イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会職員の研修
- ウ 農業委員会の日常的な活動を支援するための巡回指導及び協力
- エ 農地法等に基づく業務を処理するための会議（常設審議委員会）の開催
- オ 「農地利用最適化推進指針」作成への支援
- カ 女性農業委員研修会の開催
- キ 女性農業委員ブロック別研修会の開催
- ケ 女性農業委員活動推進シンポジウムの開催
- コ 女性農業委員交流研修会の開催

3. 農地利用の最適化の推進に向けた組織・活動の整備・強化

(1) 組織体制強化対策

平成28年4月に施行された改正農業委員会法に基づく農業委員会の新体制移行が、平成29年10月には大半の市町村農業委員会で本格化することから、円滑な移行への助言・協力を行う。

農地利用の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に努め、農業委員及び農地利用最適化推進委員においては、引き続き、沖縄県農業委員会ネットワーク機構として、体制整備の強化と情熱と行動力のある幅広い多様な人材の登用を目指し、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手の登用促進と環境づくりに努め、以下の活動支援を行う。

- ア 総会
- イ 理事会
- ウ 農業委員会「活動計画」策定等への助言・協力
- エ 農業委員会業務への助言・協力
- オ 全国農業委員会会長大会及び全国農業委員会代表者集会等への参加
- カ 先進地視察研修の実施
- キ 沖縄県農業委員会等職員協議会活動への支援
- ク 沖縄県女性農業委員協議会活動への支援
- ケ 沖縄県農業法人協会活動への支援
- コ 地区農業委員会会長会及び農地事務研究会等への助言・協力

4. 農政対策及び調査活動

新たな制度への円滑な移行と沖縄県農業委員会ネットワーク機構が組織の機能と役割が十分果たせるよう、農業・農村が直面している課題等について農業者等の意見を集約し、市町村及び県農業施策へ反映させるため政策的な提言に向けた農政活動を推進する。

そのため、以下の農政対策を柱に取り組む。

- (1) 沖縄県農業委員会ネットワーク機構組織の機能と役割が十分果たせるよう要請活動等行う。
- (2) 集落座談会および「農業者等との意見交換会」や農業委員会の日常的な活動等を通じた農業者からの意見集約を基に要請活動を実施
- (3) 「農業者等との意見交換会」の定着に向けた農業委員会への支援
- (4) 食農教育の推進と食の安全・安心の確保対策への対応
- (5) さとうきび等農畜産物の生産・経営安定対策への対応
- (6) TPP（環太平洋連携協定）、WTO・FTA・EPA農業交渉への対応
- (7) 農業金融及び農業関連税制改正対策ならびに農林・農業委員会関係予算確保対策への対応

- (8) 農業委員会法第43条第1項第6号に基づき、構造政策推進の基礎資料として「田畑売買価格に関する調査」「農業労賃、農作業料金に関する調査」「賃借料情報に関する調査」等の調査を実施する。

5. 担い手・経営対策、新規就農・人材対策の推進

(1) 農の雇用事業

農業を支える担い手の高齢化・後継者不足が深刻化する一方で、大規模経営層では一層の規模拡大と法人化、経営多角化（6次産業化）が進む中、他方では、雇用不安、担い手等の人材の確保が大きな課題となっている。

こうした中、若者を中心に仕事としての農業への関心も高まっていることから、新規就農者の雇用就農の促進、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等の実施を支援する。（雇用就農者育成タイプ）併せて、農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修（法人独立支援タイプ）の取り組みを支援する。

新たな農業担い手として果たす農業法人等においては、次世代経営者を育成するための異業種等での現場実践研修「次世代経営者育成タイプ」の取り組みを支援する。引き続き、農業法人等が新たに農業に従事する人、将来独立就農したい人を正規に雇用して行うOJT研修を支援する「農業法人等就農実践研修支援活動」等を支援し、以下について取り組む。

- ア 研修実施計画書等の審査
- イ 研修会の開催
- ウ 研修実施状況の調査及び指導

(2) 新規就農者育成支援事業

担い手の高齢化・後継者不足が深刻化する一方で、大規模経営層では一層の規模拡大と法人化、経営多角化（6次産業化）が進み、担い手と人材の確保・定着が緊急の課題となっている。このことから、農業人材の確保・育成対策の観点から農業法人等への雇用就農、独立就農のための情報発信活動等新規就農希望者への支援をするため、以下の取り組みを行う。

- ア 新・農業人フェア等への参加
- イ 就農情報の収集・提供

(3) 新規就農一貫支援事業

担い手の減少及び農業就業者の高齢化が進行する中で、認定農業者や農業生産法人等経営感覚に優れた効率的で安定的な農業経営体の確立や次代を担う担い手の育成が急務となっている。

一方、雇用不安等の社会情勢の変化に伴い農業への関心が高まり、農業への参入を希望する新規就農者が増加している。

このことを踏まえ、新規就農コーディネーターを設置し、沖縄県農業振興公社（沖縄県青年農業者等育成センター）に設置された「沖縄県新規就農相談センター」との連携の下、新たに農業経営の開始や農業法人への就業を希望する者に対して、農地等情報や研修受入農家情報の提供、農業法人と就業希望者とのマッチング等以下の就農支援を図る。

- ア 就農相談窓口による相談活動及び情報提供活動の実施
- イ 農業大学生等への就農に向けた支援
- ウ 就農情報の収集・提供
（研修受入農家等情報、農業法人の求人等情報）
- エ 新規就農事例調査、事例集の作成・協力
- オ 新規就農相談会への参加

(4) 農業経営力向上支援事業

ア 専門家による指導・助言

法人化志向農業者等に対し、税理士、中小企業診断士等の経営の専門家等が法人化に必要な手続き等個別に指導・助言を行う。

イ 研修・セミナーの開催

法人並びに法人志向農業者等への法人化のメリット、法人化の手続き、経営管理のノウハウ等に関する研修・セミナーを開催する。

ウ 相談窓口の設置

(5) 地域農業を支える経営モデル構築事業

販売農家数の減少、農業者の高齢化が進行する中、地域農業の継続的な発展と農地の効率利用かつ有効活用、労働力の確保・調整、耕作放棄地の発生防止等地域農業の活性化及び生産性の向上に資するため、以下の取り組みを行う。

ア 「地域農業を支える経営事例優良事例調査」

イ 「地域農業を支える経営体ネットワーク構築支援」

- ・地域農業を支える経営体の研修会・交流会の開催
- ・地域農業を支える経営モデル推進検討会及び普及活動

(6) 農業者年金事業

農業者年金制度の啓発普及を図るとともに、農業委員会・JAなどの業務受託機関との連携のもと、新規加入者の確保のための加入推進活動等を実施する。

加入推進については、「加入推進強化月間（11月）」を設け、更に重点市町村を設定し、制度の周知並びに戸別訪問等の強化に取り組むとともに、給付等に係わる業務全般について適正な事務処理がなされるよう、引き続き、業務受託機関に対する事務指導等を行い、下記の取り組みを行う。

ア 加入推進部長の設置

イ 加入推進特別研修会の開催

ウ 担当者研修会の開催

エ 加入推進対策地区別会議の開催

オ 業務担当者地区別会議及び研修会

カ 巡回相談会の開催

キ 市町村説明会等の支援・指導

ク 現地事務指導

ケ 重点市町村の指導

コ 資料等の作成・配布

(7) 沖縄県経営構造対策推進等事業

経営構造対策事業の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を確保するため、次に掲げる諸活動を実施する。

ア 指導助言体制の整備

農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び経営構造対策等の制度等に精通した経営構造コンダクターを設置し、地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する。

- イ 指導推進会議の開催
活動計画、活動結果の取りまとめ及び問題点の分析等を行うための会議の開催等を行う。
- ウ 事業進行管理指導活動
事業実施計画に定める成果目標の計画的かつ着実な達成に資することを目的に行う、実施地区等における目標達成に向けた取組の進行管理及び達成状況が不振な実施地区等に対する改善指導を実施する。
- エ 経営管理指導活動
経営構造対策等により整備された施設等の適正かつ円滑な利用・運営を通じた担い手育成等の事業成果と効果の向上に資することを目的として行う、整備施設等の事業実施主体又は管理主体に対する経営管理指導を実施する。
- オ 事業推進
 - (ア) 評価活動等の支援
専門アドバイザー等の派遣、研修会及び研究会等の開催等を行う。
 - (イ) 評価手法研修会の開催
成果目標の確実な達成に向けた評価手法に関する研修会を開催する。
 - (ウ) 情報の収集及び提供
新規就農の支援、新たな営農技術や新規作物の導入、農産物の販路拡大等経営構造対策等の推進に必要な各種情報の収集及び提供を行う。

6. 情報事業の推進

(1) 情報提供推進事業

農業委員会法第43条第1項第6号に基づき、担い手や地域の声を受け止め、集約する活動や農村現場で求められる情報をわかりやすく正確に提供する活動を、組織情報紙である「全国農業新聞」を通じて推進する。
また、平成29年10月には大半の市町村農業委員会が新制度へ移行されることから、農業委員・農地利用最適化推進員の皆購読に努め、以下のとおり「全国農業新聞」「全国農業図書」の普及推進を図る。

ア 農業委員会巡回による普及推進

イ 新制度に対応した情報提供活動の実施

ウ 「農の雇用事業」等購読候補者と接点を持てる事業における情報提供・普及推進の実施

IV. その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

1. 他の農業委員会ネットワーク機構との連携

他の農業委員会ネットワーク機構と密接に連携することを通じて、農業委員会ネットワーク業務の適正かつ効率的な推進を図る。

2. 関係機関・団体等との連携

関係機関・団体と密接な連携・協力のもと、農業委員会ネットワーク業務の円滑な推進を図る。